

第75号議案

芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の制定について

芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例を別紙のように定める。

平成24年12月3日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

男女共同参画社会の形成の促進に資するための施設を設置するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第2条第1号に規定する男女共同参画社会の形成の促進に資するため、芦屋市男女共同参画センター（以下「男女共同参画センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 男女共同参画センターは、芦屋市公光町5番8号に置く。

(事業)

第3条 男女共同参画センターは、男女共同参画に関する次に掲げる事業を行う。

- (1) 啓発、情報発信、講座等の実施に関すること。
- (2) 図書その他の資料の情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 相談の実施に関すること。
- (4) 市民の学習及び交流活動の支援に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の設置目的を達成するために必要な事業

(職員)

第4条 男女共同参画センターに必要な職員を置く。

(使用の許可)

第5条 男女共同参画センターを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

(使用の制限)

第6条 市長は、男女共同参画センターを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、男女共同参画センターへの入館を拒み、退館を命じ、又は使用の許可をしないことができる。

- (1) 公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 建物、設備、機器その他の物件を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 営利行為を目的とするとき。
- (4) 男女共同参画センター設置の目的に反するおそれがあると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。

(使用者の義務)

第7条 使用者は、建物、設備、機器その他の物件を善良なる注意をもって使用し、使用終了後又は使用を停止されたときは、直ちにこれを原状に復さなければならない。

2 使用者は、その責めに帰すべき事由により建物、設備、機器その他の物件を滅失又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは退館を命じることができる。

(1) 第6条各号のいずれかに該当したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

(3) この条例に違反し、又はこの条例に基づく指示に従わないとき。

(転貸等の禁止)

第9条 使用者は、その権利を譲渡し、又は他人に転貸してはならない。

(使用料)

第10条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用するとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、後納させることができる。

(使用料の減免)

第11条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第12条 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(補則)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して130日を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表(第10条関係)

施設使用料金表

室名	広さ	収容人員	施設使用料金		
			午前 9 時 30 分 ～正午	午後 1 時～午 後 3 時	午後 3 時～午 後 5 時
セミナー室	46 m ²	28 人 (48 人)	1,200 円	1,000 円	1,000 円

備考 収容人員の欄の（ ）書は，最大収容人員とする。

参 照 1

芦屋市男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例要綱

1 制定の趣旨

男女共同参画社会の形成の促進に資するための施設を設置するため、この条例を制定しようとするもの。

2 制定の内容

(1) 設置（第1条関係）

男女共同参画社会基本法第2条第1号に規定する男女共同参画社会の形成の促進に資するため、芦屋市男女共同参画センター（以下「男女共同参画センター」という。）を設置する。

(2) 位置（第2条関係）

男女共同参画センターは、芦屋市公光町5番8号に置く。

(3) 事業（第3条関係）

男女共同参画センターは、男女共同参画に関する次に掲げる事業を行う。

ア 啓発、情報発信、講座等の実施に関すること。

イ 図書その他の資料の情報の収集及び提供に関すること。

ウ 相談の実施に関すること。

エ 市民の学習及び交流活動の支援に関すること。

オ その他(1)の設置目的を達成するために必要な事業

(4) 職員（第4条関係）

男女共同参画センターに必要な職員を置く。

(5) 使用の許可（第5条関係）

男女共同参画センターを使用しようとする者は、あらかじめ許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

(6) 使用の制限（第6条関係）

男女共同参画センターを使用しようとする者が次のいずれかに該当するときは、男女共同参画センターへの入館を拒み、退館を命じ、又は使用の許可をしない。

いことができる。

ア 公序良俗に反するおそれがあると認められるとき。

イ 建物，設備，機器その他の物件を損傷するおそれがあると認められるとき。

ウ 営利行為を目的とするとき。

エ 男女共同参画センター設置の目的に反するおそれがあると認められるとき。

オ その他管理上支障があると認められるとき。

(7) 使用者の義務（第7条関係）

ア 使用者は，建物，設備，機器その他の物件を善良なる注意をもって使用し，使用終了後又は使用を停止されたときは，直ちにこれを原状に復さなければならない。

イ 使用者は，その責めに帰すべき事由により建物，設備，機器その他の物件を滅失又は損傷したときは，その損害を賠償しなければならない。

(8) 使用許可の取消し等（第8条関係）

使用者が次のいずれかに該当するときは，使用の許可を取り消し，又は使用を停止し，若しくは退館を命じることができる。

ア (6)アからオまでのいずれかに該当したとき。

イ 偽りその他不正の手段により使用の許可を受けたとき。

ウ この条例に違反し，又はこの条例に基づく指示に従わないとき。

(9) 転貸等の禁止（第9条関係）

使用者は，その権利を譲渡し，又は他人に転貸してはならない。

(10) 使用料（第10条及び別表関係）

ア 使用料を次のとおり定める。

室名	広さ	収容人員	施設使用料金		
			午前9時30分～正午	午後1時～午後3時	午後3時～午後5時
セミナー室	46 m ²	28人 (48人)	1,200円	1,000円	1,000円

備考 収容人員の欄の（ ）書は，最大収容人員とする。

イ 使用料は，前納しなければならない。ただし，国又は地方公共団体が使用するとき，その他特別の理由があると認めるときは，後納させることができる。

(11) 使用料の減免（第11条関係）

特別の理由があると認めるときは，使用料を減額し，又は免除することができる。

(12) 使用料の返還（第12条関係）

既納の使用料は，返還しない。ただし，特別の理由があると認めるときは，この限りでない。

3 施行期日

公布の日から起算して130日を超えない範囲内において規則で定める日

参 照 2

男女共同参画社会基本法抜粋

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(第2号省略)